

神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画」（以下「県計画」という。）に定める事業（介護分）のうち、交付対象者が行う事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、交付対象者が実施する次の事業とする。

- (1) 介護施設等整備事業
- (2) 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業
- (3) 認知症ケア人材育成推進事業
- (4) 権利擁護人材育成事業
- (5) 介護ロボット導入支援事業
- (6) 介護従事者子育て支援事業
- (7) 介護未経験者参入促進事業
- (8) 外国人留学生介護分野参入促進事業
- (9) 介護支援専門員実務研修受講試験再試験事業

（補助額の算出方法等）

第3条 補助額は、次により算出する。

- (1) 別表2の事業区分ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを別表1の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

ただし、権利擁護人材育成事業にあつては、別に定める市民後見推進事業費補助実施要領における補助項目ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定した合計額とする。

- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

但し、介護施設等整備事業にあつては、補助を受けようとする施設ごとに補助額を算出するものとし、また、別表1の事業区分のうち、1(1)及び(4)の事業の補助額は、別表4に定める国の特別措置に該当する場合は、別表4により算出した加算額を加算することができる。

(申請書の提出期日等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式1)に(様式2)、(様式3)及び別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20%以内の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のものである場合は30万円以上）の機械及び器具については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10) 補助事業者が規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。
- (11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (12) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（暴力団排除）

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（変更の承認）

第7条 第5条第2号から第4号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式4）に（様式2）、（様式3）及び別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式5）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を

記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書(様式6)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(様式7)に(様式8)、(様式9)及び別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して、1か月を経過した日(第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は知事が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(様式10)により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 前号の報告があった場合には、知事は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第13条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

(その他)

第14条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行し、平成27年7月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 事業区分及び交付対象者

補助の対象とする事業		事業区分	交付対象者（注1）
1 介護施設等整備事業			
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業			市町村、事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）、土地所有者
(2) 施設開設準備経費等支援事業			市町村、事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業			
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			事業者（社会福祉法人、医療法人、株式会社、その他介護施設等整備事業を実施する事業者）
2 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業			
(1) 介護職員研修受講促進支援事業費補助			介護サービス事業者（注2） 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業指定事業者
ア 研修受講料支援事業費補助			
イ 代替要員確保対策事業費補助			
3 認知症ケア人材育成推進事業			
(1) 認知症医療支援事業費補助			政令指定都市
ア 認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修事業費補助			
イ かかりつけ医認知症対応力向上研修事業費補助			
ウ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業費補助			
エ 歯科医師認知症対応力向上研修事業費補助			
オ 薬剤師認知症対応力向上研修事業費補助			
カ 看護職員認知症対応力向上研修事業費補助			
キ 認知症介護指導者フォローアップ研修事業費補助			
ク 認知症介護基礎研修事業費補助			

4	権利擁護人材育成事業	
	(1) 市民後見推進事業費補助	市町村
5	介護ロボット導入支援事業	
	(1) 介護ロボット導入支援事業費補助	介護サービス事業者
6	介護従事者子育て支援事業	
	(1) 介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	介護サービス事業者
7	介護未経験者参入促進事業	
	(1) 介護未経験者参入促進事業費補助	政令指定都市
	(2) 普及啓発事業費補助	市町村
8	外国人留学生介護分野参入促進事業	
	(1) 外国人留学生介護分野受入支援事業費補助	横浜市
	(2) 外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助	介護サービス事業者
	(3) 介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助	介護福祉士養成施設（注3）
9	介護支援専門員実務研修受講試験再試験事業	
	(1) 介護支援専門員実務研修受講試験再試験事業費補助	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

(注1) 補助を受けようとする施設・事業所等が県内に所在する者に限る。

(注2) 介護サービス事業者とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に定める介護サービス事業者を言う。

(注3) 補助を受けようとする介護福祉士養成施設が県外の場合であっても、県内の介護サービス事業者の業務に従事する見込みがある者を対象にする場合は、交付対象者とする。

別表2 補助対象経費等

補助の対象とする事業	補助基準額		補助対象経費	補助率
	事業区分			
1 介護施設等整備事業				
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業	別表3(1)「地域密着型サービス等整備助成事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額		別表3(1)「地域密着型サービス等整備助成事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(2) 施設開設準備経費等支援事業	別表3(2)「施設開設準備経費等支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額		別表3(2)「施設開設準備経費等支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業	別表3(3)「定期借地権設定のための一時金の支援事業」の「配分基準」に基づき算出した額		別表3(3)「定期借地権設定のための一時金の支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	2分の1
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	別表3(4)「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額		別表3(4)「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	別表3(5)「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「配分基礎単価」額に「単位」数を乗じて算出した額		別表3(5)「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」の「補助対象経費」欄に記載のとおり	10分の10
2 介護人材キャリアアップ研修受講促進事業				
(1) 介護職員研修受講促進支援事業費補助				
ア 研修受講料支援事業費補助	(ア)介護職員初任者研修(注1)を受講する従業者又は従事予定者1人あたり 72千円	従業者(介護職員初任者研修の場合は従事予定者を含む)に介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修又は認		3分の1

		<p>(イ)実務者研修（注2）を受講する従業者1人あたり 120千円</p> <p>(ウ)生活援助従事者研修（注3）を受講する従業者1人あたり 36千円</p> <p>(エ)認定介護福祉士養成研修（注4）を受講する従業者1人につき1年度あたり 112千円</p>	<p>定介護福祉士養成研修を受講させるために必要な経費</p> <p>(ア)受講料</p> <p>(イ)受講者が支払った受講料に対する支給金（但し給与、賃金、手当等と明確に区別して支給したものに限る。）</p>	
	<p>イ 代替要員確保対策事業費補助</p>	<p>(ア)介護職員初任者研修を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり65千円を限度とする。）</p> <p>(イ)実務者研修を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり39千円を限度とする。）</p> <p>(ウ)生活援助従事者研修（注3）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり30千円を限度とする。）</p> <p>(エ)認定介護福祉士養成研修（注4）を受講する従業者1人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり60千円を限度とする。）</p> <p>(オ)介護福祉士ファーストステップ研修（注5）</p>	<p>従業者が介護職員初任者研修、実務者研修、生活援助従事者研修、認定介護福祉士養成研修又は介護福祉士ファーストステップ研修を受講している期間の代替要員を確保するために必要な人件費</p> <p>(ア)報酬、給与、賃金、通勤手当、社会保険料</p> <p>(イ)派遣会社に支払う派遣料金</p>	<p>10分の10</p>

		を受講する従業者 1 人あたり日額13千円×代替要員を確保した日数（ただし、1人あたり56千円を限度とする。）		
--	--	---	--	--

3 認知症ケア人材育成推進事業

(1) 認知症医療支援事業費補助

ア 認知症サポート医養成研修・認知症サポート医フォローアップ研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（第7 普及啓発推進事業を除く。）に基づく事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10分の10
イ かかりつけ医認知症対応力向上研修事業費補助			
ウ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業費補助			
エ 歯科医師認知症対応力向上研修事業費補助			
オ 薬剤師認知症対応力向上研修事業費補助			
カ 看護職員認知症対応力向上研修事業費補助			

	キ 認知症介護指導者フォローアップ研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(1)認知症介護実践研修、(2)認知症対応型サービス事業開設者研修、(3)認知症対応型サービス事業管理者研修、(4)小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び(5)認知症介護指導者養成研修を除く。)に基づく事業の実施に必要な委託料	10分の10
	ク 認知症介護基礎研修事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(1)認知症介護基礎研修)に基づく事業の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	10分の10
4 権利擁護人材育成事業				
(1) 市民後見推進事業費補助	ア 市民後見人養成のための研修の実施 (ア) 市民後見人養成研修(実践研修) 656千円 (イ) 市民後見人養成研修(基礎研修) 425千円 (ウ) 資質向上研修 1日(4時間以上)あたり 100千円 1日(4時間未満)あたり 50千円	市民後見推進事業の実施に必要な経費(報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費)として知事が認める額	10分の10	

	<p>(1日4時間以上で、1日の受講人数が25人を超える場合は、200千円とする。また、1日4時間未満で、1日の受講人数が25人を超える場合は、1日あたり100千円とする。ただし、いずれの場合も1,000千円を限度とする。)</p>		
	<p>イ 市民後見人活動推進のための組織体制の構築 883千円</p>		
	<p>ウ 市民後見人の適正な活動のための支援 基準額 3,882千円</p> <p>人口規模により次の額を基準額に加算</p> <p>50万人以上 3,526千円</p> <p>30万人以上50万人未満 2,892千円</p> <p>10万人以上30万人未満 1,932千円</p> <p>5万人以上10万人未満 972千円</p>		
5 介護ロボット導入支援事業			
	<p>(1) 介護ロボット導入支援事業費補助</p>	<p>1機器あたり 600千円</p>	<p>介護サービス事業所等(注6)への介護ロボットの購入、レンタル・リースに要する経費 2分の1</p>
6 介護従事者子育て支援事業			

(1)介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助	育児のため短時間勤務で従事する介護職員1人あたり 750千円	育児のため短時間勤務で従事する介護職員の代替職員を配置するために必要な人件費 (ア) 報酬、給与、賃金 (イ) 派遣会社に支払う派遣料金	3分の1
7 介護未経験者参入促進事業			
(1)介護未経験者参入促進事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	介護未経験者参入促進事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額	4分の3
(2)普及啓発事業費補助	小学校、中学校、高等学校（神奈川県立学校を除く）を訪問し、介護の仕事に関する講座の実施1回あたり28千円	普及啓発事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額	4分の3
8 外国人留学生介護分野参入促進事業			
(1)外国人留学生介護分野受入支援事業費補助	予算の範囲内で知事が定める額	外国人留学生介護分野受入支援事業の実施に必要な経費（報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額	4分の3

<p>(2)外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助</p>	<p>介護サービス事業者が実施する外国人留学生に対する給付 ア 日本語学校（注7） (1) 学費 年額600千円 (2) 居住費などの生活費 年額360千円 イ 介護福祉士養成施設（注8） (1) 学費 年額600千円 (2) 入学準備金 200千円（1回限り） (3) 就職準備金 200千円（1回限り） (4) 国家試験受験対策費用 40千円（1回限り） (5) 住居費などの生活費 年額360千円</p>	<p>介護サービス事業者が実施する外国人留学生に対する給付金</p>	<p>3分の1</p>
<p>(3)介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助</p>	<p>介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取り組みとして、外国人留学生に対する日本語学習等の課外事業の実施 1 講師 1 時間あたり 3 千円（ただし、講師は 2 名を上限とし、課外事業の実施時間のうち120時間を超える時間及び30時間に満たない時間を除く。）</p>	<p>介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取り組みとして、外国人留学生に対する日本語学習等の課外事業の実施に必要な経費（報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）として知事が認める額</p>	<p>3分の1</p>
<p>9 介護支援専門員実務研修受講試験再試験事業</p>			
<p>(1) 介護支援専門員実務研修受講試験再試験事業費補助</p>	<p>令和元年台風第 19 号の影響で中止した介護支援専門員実務研修受講試験に係る再試験の実施 18,664 千円</p>	<p>介護支援専門員実務研修受講試験に係る再試験の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金）として知事が認める額</p>	<p>10 分の 10</p>

- (注1) 介護職員初任者研修とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (注2) 実務者研修とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく実務者研修をいう。
- (注3) 生活援助従事者研修とは、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する生活援助従事者研修課程をいう。
- (注4) 認定介護福祉士養成研修とは、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構により認証された研修をいう。
- (注5) 介護福祉士ファーストステップ研修とは、「介護福祉士ファーストステップ研修ガイドライン」（平成21年3月 社会福祉法人全国社会福祉協議会）に基づき公益社団法人日本介護福祉士会から認定を受けた研修をいう。
- (注6) 介護サービス事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業所及び施設をいう。
- (注7) 日本語学校の補助対象期間は1年以内とする。
- (注8) 介護福祉士養成施設の補助対象期間は、正規の就学期間とする。

別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

細区分	配分基礎 単価(2019 年4月～9 月)	配分基礎 単価(2019 年10月～)	単位	補助対象経費
ア 地域密着型サービス施設等の整備				<p>市町村の介護保険事業計画に基づく地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。</p>
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,390千円	4,480千円	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	54,900千円	56,000千円	施設数	
・小規模な介護医療院	54,900千円	56,000千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,340千円	2,380千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,390千円	4,480千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,750千円	1,790千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	32,900千円	33,600千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	32,900千円	33,600千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,830千円	5,940千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,900千円	33,600千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,700千円	11,900千円	施設数	
・介護予防拠点	8,740千円	8,910千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,170千円	1,190千円	施設数	
・生活支援ハウス	35,000千円	35,700千円	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,170千円	1,190千円	整備床数	
・施設内保育施設	11,700千円	11,900千円	施設数	
イ 介護施設等の合築等				
・別表1(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額		上記に準ずる	
ウ 空き家を活用した整備				
・認知症高齢者グループホーム	8,740千円	8,910千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所				
・看護小規模多機能型居宅介護事業所				
・認知症対応型デイサービスセンター				

(注)神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(2)施設開設準備経費等支援事業

細区分 施設種別等	配分基礎 単価(2019年 4月～9月)	配分基礎 単価(2019年 10月～)	単位	補助対象経費	
ア 定員30名以上の広域型施設等(注1)					
・特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ用居室	823千円	839千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また、介護療養型施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費	
・介護老人保健施設					
・介護医療院					
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
・養護老人ホーム					
・訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,120千円	4,200千円	施設数		
イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2)					
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	823千円	839千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。		
・小規模な介護老人保健施設					
・小規模な介護医療院					
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
・認知症高齢者グループホーム					
・小規模多機能型居宅介護事業所					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所					
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,700千円	14,000千円	施設数		
・都市型軽費老人ホーム	412千円	420千円	定員数		
・小規模な養護老人ホーム					
・施設内保育施設	4,120千円	4,200千円	施設数		
ウ 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(注1) (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)					
・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム※ ・小規模多機能型居宅介護事業所※ ・看護小規模多機能型居宅介護事業所※ ・生活支援ハウス※ ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登	214千円	219千円	定員数		

録されている賃貸住宅			
------------	--	--	--

(注1) ア及びウ（定員29名以下の地域密着型施設等※のものを除く）のうち、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2) イ及びウ（定員29名以下の地域密着型施設等※）は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

細区分	配分基準	補助対象経費	
施設種別等			
【本体施設】			
ア 定員30名以上の広域型施設等(注1)			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額)の2分の1	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)。	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・養護老人ホーム			
イ 定員29名以下の地域密着型施設等(注2)			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
【合築・併設施設】(注3)			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			

・認知症対応型デイサービスセンター		
・介護予防拠点		
・地域包括支援センター		
・生活支援ハウス		
・緊急ショートステイ		

(注1)アのうち、補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合は、神奈川県から市を通じて、補助を行う間接事業とし、それ以外の場合には、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2)イは神奈川県から市町村を通じて補助を行う、間接補助事業とする。ただし、小規模な介護老人保健施設、小規模な介護医療院、小規模な養護老人ホームについては、補助対象施設が政令指定都市及び中核市以外に所在する場合は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注3)本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設を整備する場合については、当該敷地についても補助対象とすることができる。当該敷地の補助は、本体施設に関わらず神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接事業とする。

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

細区分	施設種別等	配分基礎 単価(2019年 4月～9月)	配分基礎 単価(2019年 10月～)	単位	補助対象経費
ア	既存施設のユニット化改修				特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。
	(ア) 特別養護老人ホームのユニット化	「個室 → ユニット化」改修 1,170千円	「個室 → ユニット化」改修 1,190千円	整備床数	
	(イ) 介護老人保健施設のユニット化 (ロ) 介護医療院のユニット化				
	(エ) 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム	「多床室 → ユニット化」改修 2,340千円	「多床室 → ユニット化」改修 2,380千円		
イ	特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	720千円	734千円	整備床数	ただし、別の負担（補助）金等において
ウ	介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備（注2） （介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）				

<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	創設 2,200千円	創設 2,240千円	転換前床数	て別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	改築 2,720千円	改築 2,770千円		
	改修 1,095千円	改修 1,115千円		

(注1) 補助対象施設が政令指定都市及び中核市に所在する場合には、神奈川県から市を通じて補助を行う間接補助事業とし、それ以外の場合には、地域密着型施設等は神奈川県から市町村を通じて補助を行う間接補助事業とし、広域型施設は、神奈川県から事業者へ直接補助を行う直接補助事業とする。

(注2) ウについて、本事業の助成を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部緩和(療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換)を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床あたり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合についても本事業の対象とする。

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

細区分	配分基礎単価	単位	補助対象経費
施設種別等			
ア 介護施設等の消毒・洗浄経費支援	350千円	施設・事業所	介護施設等を消毒・洗浄するために必要な需用費（消耗品費）、役務費（手数料）又は委託料
・特別養護老人ホーム			
・介護老人保健施設			
・介護医療院、介護療養型医療施設			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム			
・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅			

・訪問介護事業所			
・訪問入浴介護事業所			
・訪問看護事業所			
・訪問リハビリテーション事業所			
・夜間対応型訪問介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所			
・通所リハビリテーション事業所			
・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所			
・居宅介護支援事業所			
・地域包括支援センター			
・福祉用具貸与・販売事業所			

(注) 神奈川県から事業者に直接補助を行う直接補助事業とする。

別表 4

各法令で定める国の財政上の特別措置による加算（介護施設等整備事業）

区 分	対象施設の種類の種類	加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	別表3に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表3に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	別表3に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス(注3) ・介護医療院 	<p>別表3に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額</p>
--	--	----------------------------------

(注1) 上表の特別措置に該当する場合は、別表2の補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額に上表「加算額」欄により算定した額を加算する。

(注2) 算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額を加算額とする。

(注3) 国管理運営要領別記1-2在宅・施設サービスの整備の加速化分については対象外。

(様式1)

文書番号
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

令和〇〇年度神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇事業
- 2 交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 3 補助金所要額調書 (様式2)
- 4 事業計画書 (様式3)

5 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
(当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。)
- (2) 役員等氏名一覧表(様式1 付表)
※交付申請者が地方公共団体の場合は提出を要しない。
- (3) その他参考となる資料(別に定める様式等)

問合せ先
〇〇部〇〇課 〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(様式1 付表)

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者					

記載された全ての者は、代表者または役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団 体 名

代表者氏名

印

注 (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載

(2) 補助事業者が法人の場合、代表者およびすべての役員について記載

(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

(様式4)

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

令和〇〇年度神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金変更交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇事業
- 2 変更交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(前回交付申請額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
- 3 補助金所要額調書 (様式2)
- 4 事業計画書 (様式3)
- 5 添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書の抄本
(当該補助事業に係る予算額を備考欄に記入すること。)
(2) その他参考となる資料(別に定める様式等)

問合せ先
〇〇部〇〇課 〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(様式6)

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名
印

令和〇〇年度神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金事業実施状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日に依頼のありました標記補助金のうち、〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定があった〇〇〇〇〇〇〇事業につきまして、神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱第9条に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日現在の補助事業の遂行状況について報告します。

1 補助事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇事業

2 補助事業の執行状況

着手 〇〇年〇〇月〇〇日

完了 〇〇年〇〇月〇〇日

3 補助事業経費の執行状況

交付決定額

精算見込額

問合せ先
〇〇部〇〇課 〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

注：支出の根拠としない場合には押印不要

(様式7)

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

令和〇〇年度神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付で交付決定があった標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 〇〇〇〇〇〇〇〇事業

2 補助金精算額調書 (様式8)

3 事業実績報告書 (様式9)

4 添付書類

- (1) 当該事業に係る歳入歳出決算(見込み)書の抄本
(当該補助事業に係る決算額を備考欄に記入すること。)
- (2) その他参考となる資料(別に定める様式等)

問合せ先
〇〇部〇〇課 〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇

(様式10)

文 書 番 号
〇〇年〇〇月〇〇日

神奈川県知事 殿

補助事業者 住 所
法人(団体)名
代表者氏名 印

令和〇〇年度神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇第〇〇〇号により交付決定を受けた〇〇〇〇〇〇〇事業に係る
補助金の消費税及び地方消費税仕入控除税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告し
ます。

- | | | |
|--|------|--------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択) | 有 | ・ 無 |
| (2で「無」を選択の場合は以下不要) | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択) | 一般課税 | ・ 簡易課税 |
| (3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |
| 7 添付書類 | | |
| (1) 3で一般課税に該当する場合、当該補助金に係る「消費税仕入控除税額の積算内訳」 | | |
| (2) 3で一般課税に該当する場合、税務署に提出した際の「消費税の確定申告書(控 | | |
| の表紙」及び「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し | | |
| (3) その他参考となる書類(別に定める様式等) | | |

(注) 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

問合せ先
〇〇部〇〇課 〇〇
電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇〇〇